

環境審査顧問会火力部会
議事録

1. 日 時：平成19年10月19日（金）14:00～15:30
2. 場 所：経済産業省別館11階1120共用会議室
3. 出席者：
（顧問）
四方部会長、安達部会長代理、植田顧問、沖山顧問、加藤顧問、川路顧問、北林顧問、清野顧問、河野顧問、近藤顧問、関島顧問、中園顧問、能川顧問、日野顧問、藤原顧問、水野顧問、村上顧問、山下顧問、吉澤顧問、渡辺顧問（経済産業省）
吉田統括環境保全審査官、河合環境審査班長 他
4. 議 題：（1）前回議事録（案）の確認について
（2）環境影響評価方法書の審査について
・関西電力（株）姫路第二発電所設備更新
5. 議事概要
（1）開会の辞
（2）配布資料の確認
（3）前回議事録（案）について、事務局から東北電力（株）新仙台火力発電所リプレース計画に係る、平成19年7月31日に開催された火力部会の議事録（案）について説明があり、了承された。
（4）関西電力（株）姫路第二発電所設備更新環境影響評価方法書の審査に当たり、事務局から住民意見の概要及び事業者の見解書、兵庫県知事意見、現地調査における質問事項への回答、補足説明資料及び審査書（案）について説明があった。
（5）閉会の辞
6. 質疑内容
<住民意見と事業者の見解>
意見なし

<兵庫県知事意見と経済省の勧告への検討結果>
【顧 問】 県知事意見について、全体的事項の最初の検討結果に記載されている「複数案の比較検討」については方法書に記載があるのか。
【経済省】 方法書には記載されていない。アセス省令上の規定である。比較検討の結果なので、準備書段階でこういった内容が明記されるようになるということである。

<環境審査顧問会現地調査における質問事項への回答>

- 【顧 問】 動物種を挙げる場合「～属の一種」というのは奇異な感じを受ける。フィールドサイン、任意観察調査に追加して捕獲調査についても行うべきではないか。
- 【経済省】 基本的には重要な種がいるかいないかが重要であり、全てについて種を完全に特定するということは考えていない。
事業者を検討してもらった結果、必要があれば種の特定を指示する、ということで考えている。
- 【顧 問】 ある一部分でこういった不明瞭な記載をしてしまうと、他の部分についてもそう思われてしまう。
今回のアセスに限らず言えることであるが、重要な種は見つけようとしなければ見つからないものであり、そういった部分も含め、ここまで誠意を持ってやった、ということを示せた方が良いのではないか。
- 【経済省】 その旨を念頭においた上で調査を行うよう事業者に指示する。
- 【顧 問】 シルト分が多いということで一部説明しているが、発電所の寄与している分がどれだけか、ということについては何とも言えないのだろう。発電所の影響はあまりないと思われるが、発電所の影響による有機物の堆積について注意をして経過を見てほしい。
- 【経済省】 強熱減量が高いのは発電所だけの影響だけではないと思うが、今後の対応については検討する。
- 【顧 問】 この地域の高濃度状況については、資料にある、風の弱いときに高濃度となる一般的な状況がみられ、海岸部からの影響が小さいことから、弱小煙源が原因であろう。（濃度が環境基準以下であるという）こういった状態を将来的にも保って行ってほしい。「原因は不明である」は書きすぎではと思う。
- 【顧 問】 資料の表 1 に風向を整理しているが、この風は一般環境大気測定局の地上風向と考える。道路や小さな工場ならこれで良いが発電所の影響という見方をするのであれば念のためもう少し高い位置で測定した風向も整理した方が良い。
- 【経済省】 地上の風向からの判断だが、発電所の影響はあまりないと考えている。事業者が持っているデータではここまでの言い方しかできない。
- 【顧 問】 海風から陸風が変わるときに高濃度が発生しており、方向的には姫路市街が風上の時に高濃度になっているので、姫路市街地の影響であると考えられる。また、高濃度の発生時間が19～20時の間であることから、複合的要因での高濃度ではないと考えられる。
これらのことから、「原因は不明である」としなくてもある程度の解釈は可能であり、「原因は不明である」という書き方はしなくても良いのではないか。
- 【経済省】 今後、資料作成の際に参考とさせていただく。
- 【顧 問】 いろいろな複雑な現象のために高濃度が発生しているのだと思うが、細かく分析することについては求めない、ということで良いと思う。
- 【顧 問】 補足説明資料の質問事項 2 について、「海水浴場の沖である」ことは

砂質だと判断する理由になりにくい。また、浚渫や航路の影響で砂質になるというのも考えにくい。近傍の防波堤の波の返しなど流動の影響の方が大きいのではないかと思う。

- 【経済省】 事業者が、現在持っているデータの中から分析した結果である。
- 【顧問】 補足説明資料も残るものなので、こういったコメントがあった、ということを経事録の形で残しておいてほしい。
- 【経済省】 了解した。

<審査書(案)について>

- 【顧問】 温室効果ガスについて、方法書 P4-49 の表にある、「京都議定書目標達成計画に～」という記述について、この記載は最近始まったものなのか。また、個別事業に対して評価できるのか。
- 【経済省】 準備書の大臣勧告の調整段階で必ず環境省より指摘を受けるところであり、記載するよう指示をしている。
- 【顧問】 この発電所としてでなく、関西電力(株)として評価を行う、ということか。
- 【経済省】 準備書に関西電力(株)全体としての目達計画の達成状況を記載していただく。
- 【顧問】 方法書に対する意見ではないが、複合煙突について、3筒ということで記載されているが、その内、1基、2基だけで運転する場合、有効煙突高さが上がらなくなると思う。仕様書どおりでない場合について、検討を行う必要がある。
- 【経済省】 事業者より、複合煙突については、実際の運転状況の検討の中で、考慮して評価を行うと聞いており、準備書に記載されると考えている。
- 【顧問】 審査書 P8 にある「有効測定時間に達していない神野局を除く」という記載は、有効測定時間に達していないために判断ができなかったということであるので、記載は不要であると思う。
- 審査書 P4 所内ボイラーについての記載があるが、その頻度を教えてほしい。所内ボイラーの煙突は相当低いので、濃度が高くなると考えられることから、その頻度については準備書について触れておくべきであると思う。
- 【経済省】 「有効測定時間～」の記載については検討の上、修正する。
- 所内ボイラーについては、事業者でも今の段階ではまだはっきりしていないが、他の発電所などの例で考えるとそれほど頻繁ではないと考えられる。準備書作成段階において検討した結果を記載するよう指示する。
- 【顧問】 審査書 P5 の騒音発生機器について、屋内の設置で騒音の低減に努めると記載されているが、他にもサイレンサーを付ける、低騒音化されたものを採用する等、具体的に記載すべきではないか。
- 【経済省】 可能な範囲で具体的に記載させていただきたい。
- 【顧問】 審査書 P2 の上の 2 行の出力の記載について、「出力 255 万 kW (1～6

号機合計)」「出力 280 万 kW 級 (1~3 号系列合計)」という記載にしてはどうか。

審査書 P24 の 5. について章のタイトルの最後に「~について」を加えてはどうか。本文の 1~2 行目を「審査した結果は、以下のとおりであり、妥当なものとする」という文言に変えてはどうか。

審査書 P25 の 6. のタイトルについても最後に「~について」を加えてはどうか。

また、京都議定書目標達成計画について、国、産業界、電力業界、関西電力の関係及び取り組み等のスキームを次回の火力部会で説明をしてほしい。

所内ボイラーを使用するとあるが、準備書の説明資料として、補助蒸気の系統図を提示してほしい。

【経済省】 修文意見については、取り入れる方向で検討し、修正する。

京都議定書目標達成計画のスキームについては、何らかのご紹介をさせていただきたいと思う。

所内ボイラーの系統図については準備書段階で対応するよう事業者に指示する。

【顧問】 審査書 P18 の対象事業実施区域の生態系の概況について、ネズミモチとあるが、ネズミモチかトウネズミモチか事前に確認しておいた方がよいと思う。

景観については、陸上からでなくて、航路からの景観についても入れてほしい。

【経済省】 ネズミモチについては、事業者を確認する。

航路からの景観については、現地調査の際にもご指摘をいただき、方法書には記載していないが、航路（フェリー）からの景観についても行うと聞いている。

【顧問】 審査書 P19 にある「すずき類」等がひらがなで記載されているが、カタカナに統一すべきではないか。

【経済省】 「~類」については以前よりひらがなで記載するようにしている。以前のものについて再度確認する。

以上